

遺留分制度が改正され、令和元年7月1日に施行となります。

1 改正のポイント

- ① 遺留分減殺請求権から生じる権利が金銭債権になります
- ② 生前贈与について持ち戻す期間は相続開始前の10年間に限定されます

2 遺留分制度とは？

遺留分とは、相続財産のうち、兄弟姉妹以外の相続人に対して、法律で定めた分につきその取得を保障し、その反面、被相続人の自由な処分を制限する制度をいいます。

遺留分を侵害する処分があった場合、侵害された相続人には遺留分の回復を行う権利があり、これを遺留分減殺請求権といいます。

(1) 遺留分減殺請求権の金銭債権化について

令和元年6月30日までに生じた相続では、遺留分減殺請求権の行使の結果、不動産や株式に当然に共有状態が生じることがありました。

令和元年7月1日以後の相続では、遺留分減殺請求権は金銭の支払いを請求することになるので、共有状態が当然に生じることは無くなります。また、遺贈・贈与により特定の財産を与えたいという遺言者の意思が尊重されることとなります。

例：経営者である父(被相続人、妻はすでに亡くなっています)が、事業を手伝っていた長男に店舗の土地建物(評価額1億1123円)を、長女に預金1234万5678円を相続させる旨の遺言をしていました。その後父の相続が生じ、長女が遺留分減殺請求権を行使しました。

遺留分の侵害額は

$1854万8242円 = (1億1123万円 + 1234万5678円) \times 1/2 \times 1/2$ となります。

旧制度(令和元年6月30日まで)では、店舗の土地建物が共有となります。

長男の持分 9268万1758 / 1億1123万
 長女の持分 1854万8242 / 1億1123万
 $(9268万1758 = 1億1123万 - 1854万8242)$

事業用の土地建物が事業と無関係な親族との共有になるのは事業を行う上で大きな支障となりますし、将来相続が生じ持分を持つ者が多数になり処分困難になる恐れがあります。

新制度(令和元年7月1日以後)では、長女は長男に対して1854万8242円を請求することになり、共有関係が当然に生じることはありません。

(2) 支払期限の猶予について

遺贈や贈与等を受けた者が、遺留分減殺請求権を行使された場合、金銭を直ちに準備すること



■ 寺川忠幸

当事務所の相続委員会所属。

遺言書作成から相続放棄、遺産分割調停、遺産確認の裁判など、多岐にわたる相続業務に携わっている。

市役所勤務の経験を活かし、法律の知識だけでなく税務や年金等、幅広い知識を有している。

ができない場合には、裁判所に対し、支払期限の猶予を求めることができます。

(1)の例で長女から遺留分減殺請求権を行使された長男が直ちに現金を準備することができない場合、店舗を売却することを強いるのは、事業承継の妨げとなり、父の意思にも反します。そこで、裁判所が支払に相当の期限を与えることによって、長男は事業活動を通じて資金を得ることにより、長期的に長女へ金銭の支払いをすることが期待できるようになりました。

(3) 生前贈与を持ち戻す期間を10年に制限

旧制度は、相続人に対する遺留分を侵害した生前贈与があれば、相続開始の何年前にされたものであっても、遺留分算定の基礎財産に含めることになっていました。

新制度は、相続人に対する贈与は、相続開始前の10年間にされた者に限り遺留分の基礎財産に含めることとしました。

これにより、早期に自社株式を後継者となる方に贈与して、10年間経過すれば、遺留分の問題を回避することができ、計画的に事業承継を行う手段ができました。

3 終わりに

今回は遺留分について、ポイントとなるものを説明しました。

今回の改正は遺留分のほか、配偶者居住権の新設等、自筆証書遺言の方式の変更、預貯金の払戻制度、特別の寄与をした者の権利の新設など、制度の新設を含む大きな変更がされています。このニュースレターでも順次紹介する予定ですし、当事務所にて新制度の下での相続に関するご相談をお待ちしております。